

小野坂公務災害闘争の経過報告

- 2018 年 3 月 23 日 小野坂本人に対する同じ職場での副課長昇任内示発令
- 24 日 発症（意識あり）→救急車で「四国こどもとおとなの医療センター」（隣接市 善通寺市にある国立病院機構病院）へ搬送
- くも膜下出血と診断、入院、手術（脳動脈瘤コイル塞栓術、脳室ドレージ、脳血管手術）
- 30 日 手術（脊髄ドレーノージ？）
- 4 月 2 日 手術（経皮的脳血管形成術）
- 3 日 手術（経皮的脳血管形成術）
- 25 日 手術（水頭症手術・LPシヤント手術）後四肢麻痺、意思疎通困難
- 5 月 24 日 橋本病院（善通寺市の隣接市の三豊市）転院、ADL全介助、経管栄養
- 6 月 21 日 慢性硬膜下血腫の手術のため、再び「四国こどもとおとなの医療センター」転院、手術（穿孔洗浄術）
- 29 日 橋本病院転院（医師：登内彰）
- 9 月 15 日 橋本病院 正岡哲也医師 身体障害者診断書発行
- 10 月 18 日 高松市民病院塩江分院（本人住所市）転院、療養中
- 19 日 地方公務員災害補償基金香川県支部へ公務災害申請
- 2019 年 8 月 9 日 地方公務員災害補償基金香川県支部より公務外認定通知
- （公務外とされた主な理由）
- ・本人には脳動脈瘤があった（10mm 程度） 素因があった
 - ・自然経過を超えて素因を増悪させるほどの量的質的な過重な業務に従事していない。
 - ・従事していた業務に量的、質的な過重性はない。
- 10 月 24 日 地方公務員災害補償基金香川県支部審査会へ審査請求
- 2020 年 6 月 12 日 地方公務員災害補償基金香川県支部からの 2019 年 11 月 28 付けの弁明書受理
- 8 月 27 日 当方からの反論書提出
- 9 月 25 日 地方公務員災害補償基金香川県支部からの再弁明書
- 10 月 21 日 当方からの再反論書提出
- 2021 年 4 月 8 日 地方公務員災害補償基金香川県支部審査会口頭意見陳述
- 7 月 12 日 地方公務員災害補償基金香川県支部審査会からの裁決書（請求棄却）
- 7 月 20 日 当方闘争委員会にて裁判提訴を決断

1 1月16日 大阪過労死問題連絡会 事務局長岩城弁護士・西川・清水、3人の弁護団に代理人依頼 ⇒ 受諾

2022年 1月 7日 地方公務員災害補償基金香川県支部を相手取り、高松地方裁判所に提訴

3月24日 第1回口頭弁論

支援組織「小野坂香織さんの労災認定をみんなの力で勝ち取る会」結成
記者会見

6月 2日 第2回口頭弁論

8月25日 第3回口頭弁論

10月18日 第4回口頭弁論（自宅に残っていた資料、手帳等を証拠書類として提出）

12月16日 第5回口頭弁論

2023年 6月 1日 第6回口頭弁論（心療内科医 松葉医師による36Pに及ぶ意見書提出）

7, 426筆の嘆願署名を裁判所に提出
（自治労県本部、香川県平和労組会議傘下の産別単組へ要請 自筆署名）

8月29日 第7回口頭弁論

11月 2日 第8回口頭弁論

12月19日 口頭弁論準備（証人尋問に関する方向性協議 WEB）

2024年 2月29日 口頭弁論準備（証人尋問に関する時間割等の協議 WEB）

5月 9日 集中証拠調べ（証人尋問）

元上司、元部下、被災発見職員、同期入庁職員、市連合自治会長、夫
6人により、公務起因性を主張

7月25日 第9回口頭弁論（結審） 弁護団による最終意見陳述

8月29日 5, 426筆の嘆願署名を裁判所に提出
（自治労県本部、香川県平和労組会議傘下の産別単組へ要請 自筆署名）

10月29日 高松地裁判決言い渡し「請求棄却」

11月 8日 高松高等裁判所へ控訴状提出

2025年 1月 6日 高松高等裁判所へ控訴理由書提出

2月 6日 第1回口頭弁論、結審

4月22日 高松高裁判決言い渡し